

国立大学法人旭川医科大学における次世代育成支援のための行動計画

本学では、次世代育成支援対策推進法第12条の規定に基づき、職員が仕事と子育てを両立させることを支援し、全職員が働きやすい環境をつくることを目的として、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間

2 計画内容

(1) 妊娠及び子育て中の職員が仕事と家庭との両立を支援するための雇用環境の整備

目標1 育児・介護休業法の育児休業制度を上回る期間の休業制度の実施

対策 ・育児休業を取得できる期間は、子が満3歳に達する日までとしている制度を引き続き実施する。

目標2 育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備

対策 ・育児休業期間中の代替要員の確保や業務内容、業務体制の見直しを行う。
・育児休業職員の職業能力の開発及び向上のための情報提供を行う。

目標3 子どもを育てる職員が利用できる多様な勤務形態の実施

対策 ・子が小学就学の始期に達する日まで利用できる育児短時間勤務制度を引き続き実施する。

目標4 子どもを育てる職員が利用できる事業所内託児施設の運営

対策 ・職員が利用できる学内保育園「大学の森みどりの保育園」を引き続き運営する。
・職員が利用できる学内病児・病後児保育室「のんの」を引き続き運営する。

目標5 職員の仕事と子育てを支援する諸制度の周知

対策 ・職員が閲覧できる学内ホームページ・小冊子等において周知する。

(2) 働き方の見直しに資する労働条件の整備

目標1 所定外労働の削減のための措置の実施

対策 ・業務の簡素化、合理化を図るとともに業務量に応じた職員配置を行う。
・所定外労働の削減のための職場内の意識啓発を図る。

目標2 年次有給休暇の取得のための措置の実施

対策 ・年次有給休暇の計画的使用及び取得促進のための学内通知を行う。

(3) その他の次世代育成支援対策

目標1 子育てと仕事に関するセミナーの実施

対策 ・職員を対象とした子育てと仕事に関するセミナーを引き続き開催する。

目標2 学童保育サポートの実施

対策 ・職員の小学生の子どもを対象とした学童保育サポート「キッズスクール」を夏休み・冬休みに引き続き開催する。